



平成28年3月29日

各 位

会 社 名 株式会社 平和 堂
代表者名 代表取締役社長 夏原 平和
コード番号 8276 (東証 第一部)
問合せ先 執行役員財務部長 竹中 昭敏
TEL 0749-23-3111 (代表)
URL <http://www.heiwado.jp/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年5月19日開催予定の当社第59回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことにより、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

当社は、企業価値の向上を図る観点から、監査等委員会を設置することで、取締役会の監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

これに伴い、当該以降に必要な会社の機関についての変更、取締役および取締役会に係る規定の変更、監査役および監査役会に係る規定の削除ならびに監査等委員会に係る規定の新設をするとともに、今後も取締役として有用な人材の招へいを継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするための変更を行うものであります。

また、上記に伴い、条数の見直しおよび字句等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年5月19日(木)
定款変更の効力発生日	平成28年5月19日(木)

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定する。</p> <p>2 前項のほか、取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。 ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役が、取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることでできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。</p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は15名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 <u>ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>3 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。 ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役が、取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることでできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることでできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>
第 26 条～第 27 条 (条文省略)	第 26 条 <u>取締役会は、その決議により重要な業務執行(法令が定めるところを除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
(取締役の責任免除)	第 27 条～第 28 条 (現行どおり)
第 28 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、同法第 4 2 3 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第 29 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)</u> との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
<u>第 5 章 監査役および監査役会</u> <u>(監査役の数)</u>	(削 除) (削 除)
第 29 条 当社の監査役は 4 名以内とする。	
2 <u>補欠監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	
<u>(監査役の選任)</u>	(削 除)
第 30 条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u>	
<u>(監査役の任期)</u>	(削 除)
第 31 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	
2 <u>補欠により選任された監査役の任期は、前任監査役の残任期間と同一とする。</u>	
<u>(常勤監査役)</u>	(削 除)
第 32 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u>	
<u>(監査役会の招集通知)</u>	(削 除)
第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。</u> ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。	
<u>(監査役会の決議方法)</u>	(削 除)
第 34 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査委員に対し、会日の3日前までにこれを発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第32条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第37条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第1条 当社は、第59回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。ただし、各監査等委員の同意を要するものとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条 当社は、第59回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>